

KDA監査法人に対する検査結果に基づく勧告について

平成 20 年 2 月 7 日
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会は、KDA監査法人を検査した結果、下記のとおり、当該監査法人の運営が著しく不当と認められたので、本日、金融庁長官に対して、公認会計士法第 41 条の 2 の規定に基づき、当該監査法人に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

記

KDA監査法人を検査した結果、以下のとおり問題がみられ、当該監査法人の運営は著しく不当なものと認められる。

1. 当該監査法人においては、正式な意思決定機関である理事会がここ数年開催されておらず、社員総会の開催日時及び提出議案などは「社員会」と称する会合で決定している。しかし、当該会合は設置根拠もなく、その権限及び責任は不明確である上、当該会合の内容も記録されていない。このように、内部規程や組織における役割分担どおりの業務運営がなされないまま、品質管理体制の整備を含む業務運営全般について理事長に依存しており、社員の業務運営に対する意識が希薄となっている。さらに、地方事務所等に対する管理も十分に行われていないなど、監査の品質管理のための組織的な業務運営は不十分である。
2. 監査に関する品質管理については、品質管理のシステムに関する最終的な責任の所在が不明確であるなど、品質管理の方針及び手続の整備が全般にわたって不十分である。また、品質管理の担当部門が有効に機能していないことから、品質管理のシステムの監視等が十分に実施されていないほか、監査契約の新規の締結及び更新に当たり、契約締結の判断に重要な影響を及ぼす事項等に関する検討が十分に行われていないものがあるなど、内部管理態勢は不十分である。
3. 監査業務の実施においては、リスク・アプローチに基づく監査計画の立案が不十分であるなど、監査の基準に準拠していない監査手続がみられるほか、監査調書の作成及び査閲が不十分であり、監査手続の実施における検討過程が記録されていない監査業務がある。
4. 監査業務に係る審査においては、監査実施者が行った重要な判断の適切性を客観的に評価する等の深度ある審査が行われていない監査業務や、審査の過程が記録されていない監査業務があるほか、審査資料の作成、保存が適切に行われていないものが見られるなど、審査態勢は不十分である。

連絡・お問い合わせ

公認会計士・監査審査会事務局
審査検査室

(代表)03-3506-6000(内線 2470)